

徳島県知事 殿
(企業支援課扱い)

北島町長 古 川 保 博 (公印省略)
(担当課：まちみらい課)

株式会社クスリのアオキ (大規模小売店舗「クスリのアオキ徳島北島店」)
の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について (回答)

令和 8 年 3 月 1 7 日付け企第 5 0 2 号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名 称 クスリのアオキ徳島北島店
- ・ 所在地 板野郡北島町北村字新川屋 8 番 1 ほか

2 意 見

事項 (項目) 名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (1) 騒音の発生に係る事項 ア 騒音問題に対応するための対応策について
意見の内容	・ 騒音規制法や徳島県生活環境保全条例などの法令並びに条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であった場合も、周辺住民等から苦情があった場合は、誠実に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。
理 由	事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。(北島町公害防止条例第 3 条より抜粋) また、当該地は騒音規制法及び徳島県生活環境保全条例の指定地域である。

注 事項 (項目) ごとに作成のこと (別紙 2 参照)